

# 千葉県障害者文化芸術活動推進計画

令和3年3月

千葉県

## 目次

<b>I はじめに</b> .....	- 1 -
1 計画策定の背景・経緯.....	- 1 -
2 計画の位置づけ.....	- 2 -
3 計画期間.....	- 2 -
<b>II 基本的な方針</b> .....	- 3 -
1 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進.....	- 3 -
2 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化.....	- 3 -
3 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住み よい地域社会の実現.....	- 3 -
<b>III 施策の方向性</b> .....	- 4 -
(1) 鑑賞の機会の拡大.....	- 4 -
(2) 創造の機会の拡大.....	- 6 -
(3) 作品等の発表の機会の確保.....	- 7 -
(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等.....	- 8 -
(5) 権利保護の推進.....	- 9 -
(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援.....	- 10 -
(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進.....	- 11 -
(8) 相談体制の整備等.....	- 13 -
(9) 人材の育成等.....	- 14 -
(10) 情報の収集等.....	- 15 -

# I はじめに

## 1 計画策定の背景・経緯

本県では、昭和57年度策定の「千葉県障害者施策長期推進計画」以来、数か年にわたる基本計画を策定し、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という障害者基本法と共通の基本理念の下、同計画に基づき、障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築に向けて、障害者施策に取り組んできました。

こうした中、平成25年の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」招致決定を契機として、障害のある人による文化芸術活動への国民の関心や注目が高まり、平成30年6月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

同法は、障害のある人による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、芸術文化活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としており、障害のある人による文化芸術活動を推進することが地方公共団体の責務であること、また、地方公共団体には障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定める努力義務があることを定めています。平成31年3月には、同法に基づき、地方公共団体が計画を策定するに当たって勘案することとされている「障害者文化芸術活動推進基本計画」が国により策定されました。

本県においても、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活等に寄与すること等を目的とした「千葉県文化芸術の振興に関する条例」が平成30年10月に施行され、障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るための取組を進めているところです。

令和元年8月からは、「千葉県障害者芸術文化活動支援センター」が活動を開始し、障害のある人による文化芸術活動に関する相談対応をはじめ、指導者等の育成や関係者のネットワークづくり、発表機会の創出、情報の収集・発信などに取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントの実施が難しくなる中、ユーチューブによる障害のある人の表現に関する講演イベントの配信や、Zoomを使った美術や舞台芸術に関するオンライン講座を通じて、継続的な支援を行っています。

障害のある人の文化芸術活動の推進は、社会参加や自立を促進するだけでなく、共生社会の実現に向け、障害のある人への理解を深めるために大変重要です。

そこで、本県がこれまで行ってきた障害のある人の文化芸術活動の推進に向けた取組を更に発展させ、障害のある人が、生活の中で文化芸術を楽しめる環境の整備を目指していくため、本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づき、千葉県における障害のある人による芸術文化活動の推進に関する計画について定めるものです。

また、第7次千葉県障害者計画等、障害者施策に関連する本県の他の計画と連携し、整合性を図りながら策定します。

<国・県の計画等策定状況>

### ○国の計画

障害者文化芸術活動推進基本計画

令和元年度～令和4年度（4年間）

### ○県の計画

第7次千葉県障害者計画

令和3年度～令和5年度（3年間）

## 3 計画期間

令和3年度～令和8年度（6年間）

本計画は、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策の大きな方向性を示すものであり、その実現には中長期的な取組が求められます。千葉県障害者計画との関連を保ちつつ、取組に必要な期間を確保するため計画期間を6年間とします。

## II 基本的な方針

### 1 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進

芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害のある人でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に参加できることが重要

### 2 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化

新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定しないことが重要

### 3 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

## Ⅲ施策の方向性

### (1) 鑑賞の機会の拡大

#### ○現状・課題

これまで県では、特別支援学校巡回コンサート等の開催により鑑賞機会を生み出すとともに、障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインを策定し、音声コードや要約筆記等の情報保障の普及啓発に取り組んできました。

また、千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、建物のバリアフリーの取組を進めてきたところですが、さらなる充実を求める声があります。

作品等の鑑賞に当たっては、字幕や音声ガイド等の情報保障が十分でないために作品を楽しむことができない、また、会場のバリアフリーの状況が分からないため来場をためらうなど、鑑賞機会が限られてしまうといった声があります。

そこで、物理的・心理的な障壁となるものを取り除き、誰もが作品等を楽しむことが出来る環境の醸成が求められています。

#### ○取組の方向性

障害特性に応じた情報保障などの配慮や展覧会等の実施等を通じて、鑑賞機会の充実を図ります。

##### ①情報保障の充実

障害のある人が文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりを推進するため、情報保障の充実に取り組みます。

##### ②障害特性に応じた展覧会等の実施

美術館、博物館、劇場・文化ホール等において、障害特性に応じた展覧会や公演の実施に取り組みます。

##### ③鑑賞等の支援方法の周知等

障害のある人に鑑賞の機会を提供する者等を対象に研修等を行い、障害特性への理解を深めていただくとともに、鑑賞支援の方法等を周知し、意識の向上を図ります。

④建物のバリアフリーの推進

美術館、博物館、劇場、文化ホール等の建物の整備を行う場合には、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できる建物となるよう、千葉県福祉のまちづくり条例の整備基準を十分踏まえた整備を推進します。

⑤学校等における鑑賞・体験機会の充実

県内の小中学校及び特別支援学校等の子供たちに対する優れた文化芸術の鑑賞・体験機会を充実させます。

## (2) 創造の機会の拡大

### ○現状・課題

これまで県では、ワークショップを開催し、障害のある人に文化芸術活動に触れる機会を提供するなど、創造機会の拡大に向けた取組を進めてきました。

障害のある人による創造活動は、学校や障害福祉施設等で行われることが多く、文化施設、社会教育施設等、民間のダンス教室、美術サークル、劇団などで行われることが少ないのが現状です。

そのため、学校卒業後や施設退所後でも、創造活動を継続できる環境の醸成が求められています。

### ○取組の方向性

学校や障害福祉施設等で行われている活動をより充実させるとともに、地域の多様な場において、幅広い分野の活動を行うことができるよう取り組んでいきます。

#### ①幅広い分野の文化芸術活動を体験する機会の提供

これまで文化芸術活動を続けてきた人も、これから新たに取り組む人も、自分に適した分野の活動に参画できるよう、例えば、美術や舞台芸術の専門家等による指導などを受けられるようにするなど、幅広い分野の文化芸術活動を体験する機会の提供に努めます。

#### ②地域における活動場所の充実

障害のある人による創造活動が、学校や障害福祉施設等にとどまらず、文化施設、社会教育施設等、民間の教室、サークル、劇団、廃校施設等、地域の多様な場において行うことができるよう、施設管理者や団体等に働きかけていきます。

#### ③特別支援学校における芸術に関する教育の充実

特別支援学校学習指導要領等を踏まえ、特別支援学校等において芸術に関する教育の充実を図ります。

### (3) 作品等の発表の機会の確保

#### ○現状・課題

これまで県では、千葉県身体障害者作品展やさわやか芸能発表会など障害のある人による作品等の発表機会の確保に向けた取組を進めてきました。

作品等の発表の場は、障害のある人やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につながり、また、障害のある人が多様な関係者や地域社会等と交流する機会としても重要である一方、発表は施設内で行われることが多いのが現状です。

このため、より多くの人々が発表の機会を享受でき、交流機会を確保することが求められています。

#### ○取組の方向性

障害福祉施設等における作品等の発表の機会をより充実させるとともに、多様な場で障害のある人が安全・円滑に発表の機会を享受できるよう取り組みます。

##### ①発表に関する障壁を取り除く取組

障害福祉施設等で発表会等を開催する際には、作品展示やイベント周知の方法に関する助言を行うなど、発表を充実させるための支援に取り組みます。

また、美術館、博物館、劇場、文化ホール等で行う公演や展覧会等を開催する際には、会場の下見を行いその環境に慣れる機会を設け、車いす等でも移動しやすい動線を確保するなど、発表する際の障壁の解消に取り組みます。

##### ②作品展等の発表機会の創出等

障害福祉施設等の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした作品展や発表会等を開催することにより、多様な分野における発表の場を創出するとともに、本県のアートの発信拠点である県立美術館で、県内の障害のある人の作品を発表する機会を提供します。

#### (4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

##### ○現状・課題

これまで県では、千葉県障害者作品展の開催や障害者週間のポスターの作品募集等を通じて、作品等の評価を受ける機会の提供に向けた取組を進めてきました。

障害のある人による文化芸術活動については、海外で高い評価を受けるものや既存の芸術ジャンルに収まらないもの、活動に関わる人々の自己肯定感を育むもの等、多様な価値が認められているところです。

しかし、障害のある人による表現活動の発表の場は施設等である場合が多く、評価を受ける機会が限られているなど、適切に評価をされず、芸術上価値があるものと認識されないことがあります。そのため、多様な活動を受け入れられる環境の醸成が求められています。

##### ○取組の方向性

作品の評価に当たっては、絵画や舞台芸術だけでなく幅広い表現活動が評価の対象となり得ること、評価のものさしが人によって異なること等の認識を広め、適切な評価及び作品の保存等に関する取組を推進します。

###### ①作品の評価を受ける機会の充実

障害福祉施設等の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした作品展、発表会等を開催する際には、障害の有無に関わらず、作品そのものに対する評価を受けることができるよう機会の充実を図ります。

###### ②作品を適切に評価できるネットワークの構築

障害のある人の作品や障害のある芸術家等に関する情報を収集・発信するとともに、それらを適切に評価できるネットワーク等の構築を図ります。

###### ③作品の保存等に関する取組の促進

経年劣化等により作品の価値が損なわれることのないよう、また、作品を後世に伝えられるよう、作品等の収集・保存及びデジタルアーカイブ化等の促進を図ります。

## (5) 権利保護の推進

### ○現状・課題

これまで県では、障害福祉施設等において障害のある人による文化芸術活動を支援する職員等を対象とした研修などを通じて、作品等に関する知的財産権や所有権など、文化芸術活動を行う際に生じる様々な権利について、周知啓発等に取り組んできました。

しかし、これらの権利については、十分理解されているとは言い難い状況にあり、また、障害のある人が文化芸術活動を行う過程で様々な関係者が関わることにより、権利の帰属が不明確になりやすいことなどが、課題となっています。

そのため、権利保護に関する知識の普及や意識の向上を図るとともに、必要に応じて専門家に相談できる環境を醸成することが求められています。

### ○取組の方向性

障害のある人により創造された作品等の権利保護を推進するため、権利保護に関する知識の普及や相談体制の構築などに取り組めます。

#### ①権利保護に関する知識の普及等

障害福祉施設等や文化施設等の職員等を対象に、所有権、著作権その他の権利保護について、セミナーの開催やホームページを活用した情報提供などを行い、知識の普及と意識の向上を図ります。

#### ②権利保護に関する相談機会の提供

権利保護に関する情報提供に努めるとともに、権利保護の専門家による相談などを受けられるよう、相談機会の提供に努めます。

#### ③権利保護の教育における配慮

学校教育における権利保護の教育においては、著作権や所有権などの様々な権利を理解できるよう十分に配慮します。

## (6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

### ○現状・課題

県内の障害福祉施設等の中には、イベントやインターネットを活用して障害のある人の作品の販売等に取り組む例が見られますが、作品販売等に関する知識を有する施設は限られているのが現状です。

そのため、販売や出演等についての相談や製作者と販売者をつなぐ支援の充実等が求められています。

### ○取組の方向性

自立と社会参加の観点から、文化芸術活動が障害のある人の生活支援や就労・雇用の選択肢の一つとなるよう、販売等に関する相談体制の構築や、販路開拓の促進などに取り組みます。

#### ①文化芸術作品の販売等に関する支援体制の充実

人材の育成、ネットワークづくり等を通じて、障害のある人の文化芸術作品の販売、二次使用、商品化等に関する相談などに対応可能な窓口の設置等に取り組みます。

#### ②企業等における環境の醸成や販路開拓の促進

障害のある人の芸術作品を販売した企業等の情報や、販路開拓に関する成功事例などを収集・公表することなどを通じて、作品の販売等を支援します。

## (7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

### ○現状・課題

これまで県では、千葉・県民音楽祭やちばアート祭等の開催を通じて、障害の有無に関わらず様々な人々の交流を促進するための取組を進めてきました。

一方、障害のある人による文化芸術活動は、学校や障害福祉施設等で行われることが多く、作品等が関係者以外の目に触れる機会が限られているのが現状です。

障害の有無や分野を超えた交流により、新たな発想、気づき、価値の創出が期待されることから、様々な人々の交流を促進することが重要です。

そのため、文化芸術活動を通じて、障害の有無に関わらず様々な人々の出会いの場を創出し、お互いを知り理解し合う機会を提供することが求められています。

### ○取組の方向性

文化芸術活動を通じて、障害のある人とない人の交流を促進します。また、交流の促進に当たっては、文化、福祉、教育等、分野ごとの垣根を越えた様々な人々の交流を促進します。

#### ①様々な関係者と意見交換できる環境の醸成

福祉・文化芸術関係のみならず、教育、まちづくり、観光等、分野を越えて様々な関係者とのネットワークの構築を図り、活発に意見交換できる環境の醸成に努めます。

#### ②障害のある人とない人の交流の促進

文化芸術に関するイベントを実施する際には、障害のある人が気軽に参加できるよう配慮し、障害のある人とない人の交流を促進します。

#### ③学校における交流等を通じた相互理解の促進

障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有します。このため、学校において、障害のある子供と障害のない子供との文化芸術活動等による交流及び共同学習を推進し、障害のある人の理解の一層の促進を図ります。

#### ④学校等における障害者芸術に触れる機会の提供

特別支援学校において文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家の指導により、子供たちに文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供できるよう支援します。また、小中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等の作品に触れ、交流する機会を併せて提供できるよう支援します。

## (8) 相談体制の整備等

### ○現状・課題

障害のある人が文化芸術活動に取り組む際には、活動の中で生じる様々な疑問やトラブルに対応できる支援体制を構築することが重要です。このため県では、障害のある人による文化芸術活動に関する相談体制の充実を図ってきました。

今後は、更に、地域の実情にも詳しい身近な地域において、鑑賞や創造、発表等の支援や取組方法などについて相談できる環境が求められています。

### ○取組の方向性

より多くの障害のある人が円滑に文化芸術活動に参加できるよう、身近な地域での支援体制や、障害のある人の文化芸術活動について専門的な助言が受けられる体制の充実を図ります。

#### ①地域における支援体制構築のための知識の普及等

障害のある人が身近な地域で相談できるよう、障害福祉施設等や地域の文化拠点である美術館、劇場・文化ホール及び市町村の職員等に対して、支援方法等に関する知識の普及や意識の向上を図ります。

#### ②文化芸術活動に関する相談体制等の充実

障害のある人の鑑賞支援や発表の場づくりの方法など障害のある人による文化芸術活動に関する相談体制等の充実を図ります。

## (9) 人材の育成等

### ○現状・課題

これまで県では、障害福祉施設等において障害のある人による文化芸術活動を支援する職員等を対象とした研修や講演等の開催を通じて、活動を支援できる人材の育成に向けた取組を進めてきました。

現在、県内における障害のある人による文化芸術活動は、学校や障害福祉施設等を中心に行われていますが、そこで指導等に従事する職員は、必ずしも障害者芸術に関する専門知識を有しているわけではありません。

そのため、障害のある人による文化芸術活動を理解し、鑑賞や創造、評価など様々な場面で、適切に支援することができる人材の育成等が求められています。

### ○取組の方向性

障害のある人による文化芸術活動に関わる、文化、福祉、教育等の各分野における人材が、既に持っているそれぞれの専門知識に加え、他分野に関する知識や理解、経験を深めることなどを通じて、障害者芸術に関する専門知識の普及と意識の向上を図ります。

#### ①障害者芸術に関する専門知識の普及等

研修等を通じて、障害福祉施設等の職員、美術館、博物館、劇場・文化ホールの職員、学校教職員、行政職員等を対象として、作品や表現活動の創造・発表・鑑賞に関する支援の方法、著作権等に関する専門知識の普及と意識の向上を図ります。

#### ②教育機関等と連携した人材育成

展覧会等の実施に当たり、学生等が運営に参加できる機会を提供するなど、障害のある人による文化芸術活動を支援する人材の育成に努めます。

## (10) 情報の収集等

### ○現状・課題

これまで県では、県ホームページや広報誌等を活用して情報の発信等に取り組んできましたが、障害のある人による文化芸術活動に関する企画や取組、地域における支援等の情報が、障害のある人本人や活動を支援する人のもとへ十分に届いているとは言えない現状にあります。

そのため、障害のある人による文化芸術活動の取組状況の実態を十分に把握し、適切な方法で情報を提供することが求められています。

### ○取組の方向性

国内外における障害のある人による文化芸術活動に関する情報の効果的な収集・発信・活用を促進します。

#### ①効果的な情報発信の充実

ホームページ等の内容を充実させることに加え、SNS等を活用するなど、障害のある人による文化芸術活動に関する情報が活動する本人や活動を支援する人に十分伝わるよう効果的な方法を検討し、その充実を図ります。

#### ②多様な情報の収集・発信・活用

障害のある人による文化芸術活動に関する展示や公演などのイベント情報、文化芸術活動の実態把握、作品・作者に関する発掘など、全国各地の文化芸術活動や海外の取組に関する情報を収集・発信するとともに、得られた情報の活用を図ります。

## 千葉県障害者文化芸術活動推進計画策定懇談会 委員名簿

(50音順・敬称略)

氏名	役職名等	分野
あかし けんたろう 明石 健太郎	憩いフォーラム 代表	当事者団体（精神） からの推薦
たかやす かずひろ 高安 一弘	社会福祉法人槇の実会 ひかり学園 アネックスすまいる 管理者	当事者団体（知的） からの推薦
ついでし たかよし 津石 隆吉	社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉協会 常務理事	当事者団体（身体） からの推薦
にしむら ようへい 西村 陽平	日本女子大学 名誉教授	学識経験者
にわ さいぶん 丹羽 彩文	南関東・甲信ブロック 広域センター （ART(s)さいほく） 事業担当理事	障害者芸術文化活動 広域支援センター 関係者
もりた てつろう 森田 哲朗	千葉県障害者芸術文化活動支援 センター （千葉アール・ブリュットセンター うみのもり） センター長	千葉県障害者芸術文 化活動支援センター 関係者
わらしな ひでや 藁科 英也	公益財団法人千葉市教育振興財団 千葉市美術館 上席学芸員 /学芸課第1グループマネージャー	文化施設関係者

